

## 平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-12)

政策分野名	森林の有する多面的機能の発揮	公表時期	平成23年11月
担当部局名	林野庁 〔 林野庁計画課/整備課/治山課/研究・保全課/業務課 〕	政策評価体系上の位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と 林業・木材産業の持続的かつ 健全な発展
政策の概要	森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能が持続的に発揮されることは、国民生活及び国民経済の安定に欠くことができないものである。 このため、多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進、国際的な協調の下での開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組の推進、山地災害等の防止、森林病虫害等の被害の防止、国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進、山村地域の活性化のための施策を推進する。		
政策に関する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定) 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</li> <li>○ 総理大臣所信表明演説(平成22年6月11日) 三 閉塞状況の打破—経済・財政・社会保障の一体的建て直し(「強い経済」の実現)</li> <li>○ 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4) 観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～ 【2020年までの目標】『木材自給率50%以上』 (森林・林業の再生) 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》 強みを活かす成長分野 I. グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト 3. 森林・林業再生プラン</li> <li>○ 京都議定書目標達成計画 第2章 温室効果ガスの排出抑制・吸収の量に関する目標 第2節 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標 2 温室効果ガス吸収源</li> </ul>	評価実施予定時期	平成24年度

施策(1)	多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進									
目標①	水土保全機能の維持向上									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 育成途中にある水土保全林(土壌の保持や保水機能を重視する森林)のうち、機能が良好に保たれている森林の割合	71%	20年度	78.68%	25年度	75.48%	77.08%	78.68%	—	—	<p>森林の機能は、林木、土壌、多種多様な生物などの森林の構成要素が良好な状態に保持され、生態系として健全に維持されることにより発揮されることから、自然条件や地域のニーズ等を踏まえ、多面的機能に応じて、より適切な森林の整備・保全を進めることが必要である。</p> <p>このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(平成21年4月閣議決定)」に基づき、「水土保全機能の維持向上」、「森林の多様性の確保」、「森林資源の循環利用」を目標として設定した。</p> <p>育成途中の水土保全林(3から12齢級)のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を平成20年度の71%から、適切な間伐<sup>(注1)</sup>や高齢級の森林への誘導等の人工林の管理等を行い、下層植生や樹木の根の発達等を図ることにより、平成25年度の79%までに、各年度一定割合で向上させることとした。</p> <p>なお、適切な森林整備を実施しない場合、水土保全機能が良好に保たれている森林の割合は平成25年度に53%程度までに低下(すう勢値)することが予想されることから、各年度のすう勢値に対する増加をもって各年度の達成状況を判定する。</p>
目標②	森林の多様性の確保									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 多様な樹種や階層からなる森林への誘導面積	—	—	7.2万ha	25年度	3.96万ha	5.52万ha	7.2万ha	—	—	<p>多様な樹種や階層からなる森林への誘導を目的とした整備を推進し、平成25年度までの5年間に育成林単層林から育成複層林へ誘導する面積を7.2万haにすることとし、その達成に向け進捗が徐々に上がるといった考えのもと年を変数とする二次曲線を作成し、各年の目標値を設定した。</p>

目標③	森林資源の循環利用										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 森林施業の集約化や機械化に必要な路網等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量	10億5千万㎡	20年度	12億1千万㎡	25年度	11億5千万㎡	11億8千万㎡	12億1千万㎡	—	—	—	木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を平成20年度の約10億5千万㎡から平成25年度の約12億1千万㎡までに、各年度一定割合で増加させることとした。
施策(2)	国際的な協調の下での開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組の推進										
目標①	開発途上国における持続可能な森林経営 <sup>(注2)</sup> の推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 相手国の関係者を対象とした、事業内容の「妥当性・必要性」、「有効性」、「効率性」、「インパクト」及び「自立発展性」に係る意識調査	—	—	アンケート調査の 平均値3.5	各年度	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	<p>近年、世界的な森林の減少・劣化が進行している中で、地球温暖化の防止、森林保全の強化、違法伐採対策などが国際社会と連携しつつ取り組むべき地球規模の課題となっている。こうした状況の中、国際的な枠組みの中で、これらの課題に対して我が国の責務を果たすことが重要であることから、国際的な協調の下で、「開発途上国における持続可能な森林経営の推進」を図ることを目標として設定した。</p> <p>本施策の効果を把握するに際して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発現するまでには、一定期間を要することに加え、</li> <li>・気象条件や社会制度の変革、他の援助国や開発途上国自らの取組等の種々の要因の影響も大きいこと等の特質を踏まえる必要があるため、「本施策のもと行う各事業の事業目標の達成度等について相手国の関係者等を対象としたアンケート調査(4段階評価)を実施し、毎年度3.5以上の評価を得る」を目標達成の指標として設定した。</li> </ul> <p>各事業については、次の基準により事業毎に評価対象年度を設定する。</p> <p>①毎年度事業の実績が得られるもの(例:研修・セミナーの実施等) →事業期間内の毎年度政策評価を実施。</p> <p>②当該年度のみでは実績が得られず、事業実施期間の終了時等に実績が得られるもの。(例:技術開発、国際ルール作り、復興支援事業等) →事業中間年度および最終年度に政策評価を実施。</p>

施策(3)	山地災害等の防止									
目標①	防災上特に緊急性、必要性の高い集落における周辺の森林の山地災害防止機能 <sup>(注3)</sup> 等の確保									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落の数	52千集落	20年度	56千集落	25年度	54.3千集落	55.1千集落	56.0千集落	—	—	<p>我が国は、急峻な地形や脆弱な地質、集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあり山地災害等が発生しやすいことから、安全で安心な国民の暮らしを守るは、伐採や開発行為等の規制措置の適正な運用を図ることはもとより、治山事業を適切に実施し、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害等の未然防止等を図る必要がある。なかでも地域の安全・安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損なわれれば人命、財産へ直接的に害が及ぶことから、重点的に治山対策を展開する必要がある。また、風害、飛砂、海岸侵食等から近接する市街地、工場や農地などを保全するために、海岸林・防風林等の保全を推進する必要がある。</p> <p>このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(平成21年4月閣議決定)」に基づき、「5年間で、荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い約4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等の確保を図る」、「海岸林・防風林等の延長7,300kmの機能を維持する」を目標として設定した。</p> <p>山地災害のおそれがある地区(山地災害危険地区)に近接する約13万3千集落(平成20年度末現在)のうち、特に、荒廃地があり人家数が多いなど防災上特に緊急性、必要性の高い箇所等について、治山施設の設置等を重点的に進めることにより、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落数を増加させるという観点から、平成21年度からの5年間で、「荒廃地があり人家数が多い集落など防災上特に緊急性、必要性の高い約4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等の確保を図る」を設定した。</p> <p>なお、この他の集落においても、治山施設の設置等の整備が計画的に進められるほか、突発的に発生した山地災害に対する復旧事業を実施するとともに、山地災害危険地区の情報提供等を通じ、地域における避難体制の整備等と連携することにより、地域の安全性の向上に努める。</p>
目標②	海岸林・防風林等の延長7,300kmの機能を維持									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 機能が低下した海岸林・防風林等の回復率	—	—	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%	<p>前年度の天然現象により被災し機能の低下した海岸林等の延長について、当該年度までの治山対策により機能が回復した延長の割合(回復率)を概ね100%('海岸林・防風林等の延長7,300kmの機能を維持する')とすることを目標として設定した。</p>

施策(4)		森林病虫害等の被害の防止								
目標①		保全すべき松林 <sup>(注4)</sup> の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合	—	—	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%	<p>松くい虫による被害は、気象条件や地理的条件等によって発生の様態が大きく異なることに加え、被害を放置すれば、容易に地方公共団体の行政区域を越えて広域的に拡大・まん延してしまう。また、先端地域対策が十分になされないことで未被害地へ松くい虫が侵入した場合、森林資源に多大な被害を及ぼすという性質を有する。</p> <p>このような松くい虫被害の対策の進捗についての的確に把握し、着実な実施を図るためには、全国的な観点で被害発生都府県の対応状況を踏まえ、統一的な目標の達成を目指すとともに、被害先端地域と位置づけて国費を重点的に投入している地域の状況等を踏まえ、被害先端地域や未被害地域における適切な対応に関する目標の達成を目指すことが重要である。</p> <p>このため、「保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑える」、「高緯度・高標高の被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率を全国の平均値以下に減少させる」を目標として設定した。</p> <p>※松くい虫被害対策の推進を図る上での基本的な目標の一つとして、従来から、「終息型の微害」が目指されている。終息型の微害とは、「被害率がおおむね1%未満の水準で推移すると見込まれる被害の程度」のことであり、林政審議会で使用された資料の中でも「微害」とは被害率が1%未満と定義されている。</p> <p>指標(ア)保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合については、被害の発生している全ての都府県が足並みを揃えて目標達成を図ることから、「保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を各年度100%とする」ことを目標として設定した。</p>
(イ) 新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合	—	—	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%	<p>指標(イ)新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合については、未被害地域において新たな被害の発生を防止する対策について目標達成を図ることから、「新たな市町村で松くい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施する」ことを設定した。</p>

目標②	高緯度・高標高の被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率を、当該年度の全国の保全すべき松林における被害率の平均値以下に減少									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 全国の保全すべき松林における被害率に対する高緯度・高標高の被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率の割合	—	—	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%	国費等が重点的に投入されている地域における対策について目標達成を図ることから、「高緯度・高標高の被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率を、当該年度の全国の保全すべき松林における被害率の平均値以下に減少させる」ことを設定した。国費等が重点的に投入されている地域における対策について目標達成を図ることから、「高緯度・高標高の被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率を、当該年度の全国の保全すべき松林における被害率の平均値以下に減少させる」ことを設定した。
施策(5)	国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進									
目標①	森林(もり)づくり活動への年間延べ参加者数の増加									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
(ア) 森林(もり)づくり活動への年間延べ参加者数 ※「森林(もり)づくり活動についてのアンケート調査」は、3年に1度しか実施していないことから、以下の指標を用いて総合的な判定を行う。	120万人	21年度	170万人	24年度	—	170万人	—	—	—	森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林及び林業について、広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという気運を醸成していくことが重要である。近年、市民等の自発的な森林(もり)づくり活動やNPO等が提供する森林環境教育・体験活動等森林ボランティア活動が活発化するとともに、企業の社会的責任活動の一環として森林(もり)づくりへの参画が見られている。また、平成19年の2月より官民一体となった「美しい森林(もり)づくり推進国民運動」の取組が始まっており、今後、こうした企業やNPO等多様な主体が行う森林(もり)づくり活動を促進し、森林・林業及び森林の整備・保全を推進するためには広い国民の参加が必要であることから、「森林(もり)づくり活動への年間延べ参加者数を増加させる」を目標として設定した。

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
a 企業による森林(もり)づくり活動実施箇所数	—	—	対前年増	23年度	対前年 (22年度: 803箇所) 増	—	—	—	—	<p>現在、森林ボランティア活動を行っている団体は2,677団体あり、年々増加していることに加え、平成19年から始まっている「美しい森林(もり)づくり推進国民運動」に官民一体となって取り組んでいることから、森林ボランティア活動に対する国民の意識は高まっているものと考えられる。一方、近年、企業の社会的責任活動に関する意識が向上しており、社会貢献活動の一環として森林(もり)づくり活動に取り組んでいる企業も出てきている。</p> <p>国民の幅広い参加を推進するには、NPOや任意団体等の森林ボランティア団体の活動に加え、企業による森林(もり)づくり活動の促進が重要であり、このような取組が全国に広がることを目指すことが必要である。</p> <p>このため、多様な森林(もり)づくりの企画・提案や活動場所の確保、活動の情報提供など活動に係るサポートを行い、森林ボランティア活動への参加者を増加させること、すなわち森林ボランティア活動への年間延べ参加者数(推計値)を平成21年度の約120万人から平成24年度に170万人にすることを目標値とする。</p> <p>なお、この目標値は森林ボランティア団体に対して行っている「森林(もり)づくり活動についてのアンケート調査」(3年毎に実施)により把握可能である。</p> <p>※指標a～cは「森林(もり)づくり活動についてのアンケート調査」を実施しない平成22年度及び平成23年度の進捗状況を把握するためのものであり、それぞれの年度において前年度より増加することが目標値となっている。</p>
b 里山林の保全・整備・利用に取り組む団体数	—	—	対前年増	23年度	対前年 (22年度: 1,934団体) 増	—	—	—	—	
c 森林(もり)づくり活動支援組織(森づくりコミッション)数	—	—	対前年増	23年度	対前年 (22年度: 25組織)増	—	—	—	—	

施策⑥		山村地域の活性化									
目標①		新規定住者数及び交流人口の維持向上等山村地域の活性化									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
(ア) 全国の振興山村地域 <sup>(注5)</sup> の中から抽出した市町村に対し、(1)新規定住者数、(2)交流人口、(3)地域産物等販売額の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合(前年度比)	—	—	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	我が国の森林面積の6割を占める山村は、木材の安定供給をはじめ、国土や自然環境の保全、水源のかん養、森林の二酸化炭素吸収を通じた地球温暖化防止等、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている。 一方、過疎化や高齢化が進む山村において、森林の整備・保全を適正に行い、森林の有する多面的機能を発揮させていくためには、産業振興による就業機会の増大や都市と山村との共生・対流等を推進し、山村の活力を向上させることが重要であることから、「新規定住者数及び交流人口の維持向上等、山村地域の活性化を図る」を目標として設定した。  指標(ア)①～③の指標のうちいずれかを満たす市町村の割合については、山村地域への定住、都市と山村との共生・対流、山村地域における産業振興を全国的に把握するため、全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、アンケート調査を実施し、「①新規定住者数、②交流人口数、③地域産物等販売額について、いずれかを満たす市町村の割合について、前年度と当年度との比率を算出する」ことを設定し、前年度比100%以上とすることを目標とした。
(イ) 森林資源を積極的に利用している流域の数	30流域	20年度	80流域	25年度	60流域	70流域	80流域	—	—	指標(イ)森林資源を積極的に利用している流域の数については、森林資源の活用が、産業振興を通じた山村地域の活性化に重要であり、流域単位で地域森林計画をたてているため、森林整備保全事業計画の成果指標のうち、「山村地域の活性化に関する、森林資源を積極的に利用している流域の数を平成25年度に80流域とする」ことを設定し、各年度一定割合で向上させることを目標とした。	

各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において実施された間伐面積等を集計し、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成率(%)=(当該年度実績(見込)値-当該年度さう勢値)÷(当該年度目標値-当該年度さう勢値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において実施された抜き伐り面積を集計し実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成率(%)=(当該年度実績(見込)値)÷(当該年度目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標③	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、当該年度において開設された林道の延長等を把握し、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる森林の資源量を把握。
			達成度合の判定方法	達成率(%)=(当該年度実績(見込)値-H20基準値)÷(当該年度目標値-H20基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	相手国の関係者等を対象としたアンケート調査(4段階評価)を実施することにより把握。
			達成度合の判定方法	相手国の関係者等にアンケート調査内容の8項目のそれぞれの項目ごとに4段階評価を行ってもらい、平均値を算出し、以下の基準によりランクを判定する。 Aランク:アンケート調査結果の5項目の平均値が4.0~3.2以上(目標値の90%以上) Bランク:アンケート調査結果の5項目の平均値が3.1~2.1(目標値の60%以上) Cランク:アンケート調査結果の5項目の平均値が2.0以下(目標値の60%未満)ただし、評価の視点8項目の平均値がBランク以上であっても、5項目中1項目でも1.5以下となったものについては目標の達成度をCランクとする。 ただし、評価の視点8項目の平均値がBランク以上であっても、5項目中1項目でも1.5以下となったものについては目標の達成度をCランクとする。
施策(3)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、年度末時点の山地災害危険地区及び機能の低下した海岸林等における治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成率(%)=(当該年度実績(見込)値-H20基準値)÷(当該年度目標値-H20基準値)×100 当該年度の目標と基準値との差を比較する。毎年度の目標達成については、基準値と目標値との差に対する基準値と実績値との差の割合(達成率)が、90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。
	目標②	指標(ア)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、年度末時点の山地災害危険地区及び機能の低下した海岸林等における治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。
			達成度合の判定方法	達成率(%)=(当該年度までに治山事業により機能の回復した海岸林等の延長)÷(機能の低下した海岸林等の延長(前年度))×100 前年度の天然現象により機能の低下した海岸林等について、当該年度までの治山対策による回復率を達成率とし、90%以上の場合はA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

施策(4)	目標①	指標(ア)	把握の方法	都道府県等からの聞き取りにより、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	保全松林の被害率が1%未満の微害に抑えられている都道府県の割合を各年度100% 達成割合(%)=被害率が1%未満の微害に抑えられている都道府県数÷45都道府県(北海道、青森を除く)×100 当該年度の目標値と実績値との乖離を比較する。(毎年度の目標達成については、達成割合が、90%以上の場合をA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。)
		指標(イ)	把握の方法	都道府県等からの聞き取りにより、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	新たな市町村でくわい虫被害の発生があった場合に、法令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合 達成割合(%)=新たな被害が発生した市町村のうち措置を適切に実施した市町村数÷新たな被害が発生した市町村数×100 当該年度の目標値と実績値との乖離を比較する。(毎年度の目標達成については、達成割合が、90%以上の場合をA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。)
	目標②	指標(ア)	把握の方法	都道府県等からの聞き取りにより、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	被害先端地域が存する都道府県の保全松林の被害率を、当該年度の全国の保全松林における被害率の平均値以下に減少させる(達成割合の100以上は100%として扱う) 達成割合(%)=全国の保全松林の被害率平均÷先端地域が存する都道府県の保全松林被害率×100 (毎年度の目標達成については、達成割合が、90%以上の場合をA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。)
施策(5)	目標①	指標(ア)	把握の方法	3年ごとに実施される「森林(もり)づくり活動についてのアンケート調査」より森林(もり)づくり活動への参加者数を推計。 「森林(もり)づくり活動についてのアンケート調査」が実施されない平成22年度及び平成23年度においては、以下3つの指標により把握。 「a 企業による森林(もり)づくり活動実施箇所数」については、林野庁研究・保全課業務資料により実績値を把握。 「b 里山林の保全・整備・利用に取り組む団体数」については、林野庁計画課業務資料により実績値を把握。 「c 森林(もり)づくり活動支援組織(森づくりコミッション)数」については、林野庁研究・保全課業務資料により実績値を把握。
			達成度合の判定方法	平成24年度目標値と平成21年度基準値との差に対する平成24年度実績(推計)値と平成21年度基準値との差の割合(達成率)が90%以上の場合をA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。なお、「森林(もり)づくり活動についてのアンケート調査」が実施されない平成22年度及び平成23年度においては、上記a～cの指標を用いて総合的な判定を行うこととする。
施策(6)	目標①	指標(ア)	把握の方法	(1)新規定住者数、(2)交流人口数、(3)地域産物等販売額のうちいずれかを満たす市町村の割合について、全国の振興山村地域から無作為に抽出した市町村に対するアンケート調査を実施することにより、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	山村地域の活性化の状況について、指標(ア)の割合、指標(イ)の流域数の受益者数を基に全国的な観点から総合的に有効性を判断する。 全国の振興山村地域の中から無作為に抽出した市町村に対し、上記(1)～(3)の指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合を算出し、その前年度割合と当年度割合との比率を算出する。 いずれかの指標を満たす市町村の割合の前年度比(%)=当年度の割合(%)÷前年度の割合(%) Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	事業実施都道府県等からの実績報告により、実績値を把握。
			達成度合の判定方法	山村地域の活性化の状況について、指標(ア)の割合、指標(イ)の流域数の受益者数を基に全国的な観点から総合的に有効性を判断する。 達成度合(%)=当該年度実績値÷当該年度目標値×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

注1 間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
注2 持続可能な森林経営	平成4年の地球サミットにおいて採択された「森林原則声明」で示された考え方で、世界の全ての森林を対象に森林の保全と利用を両立し、森林に対する多様なニーズに永続的に対応できるような森林の取扱いを行うとするもの。
注3 山地災害防止機能	森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能。
注4 保全すべき松林	保安林及びその他の公益的機能が高い松林であって松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。
注5 振興山村地域	山村振興法に基づき、要件(1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人/町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発の程度が低いこと)を満たしている山村(旧市町村単位)から都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地域。

政策手段一覧（政策分野名：12. 森林の有する多面的機能の発揮）

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	森林法(森林計画制度) (昭和39年)	-	-	-	(1)-①、②、③	<p>長期的視点に立って、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林の多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。</p> <p>本法に基づき、重視すべき機能に応じて森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、森林計画制度の下、それぞれの区分にふさわしい森林の整備・保全を推進することにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。</p>
(2)	森林の保健機能の増進に関する特別措置法 (平成元年)	-	-	-	(1)-①、②、③	<p>公衆の保健の用に供することが相当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る。</p> <p>森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、当該区域の森林整備等を行うことにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。</p>
(3)	分収林特別措置法 (昭和33年)	-	-	-	(1)-①、②、③	<p>分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進。</p> <p>本法に基づき、適切な森林整備を実施することにより、水土保全機能の維持向上し、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。</p>
(4)	林業種苗法 (昭和45年)	-	-	-	(1)-①、②、③	<p>優良種苗の供給を確保するために優良な採取源の指定、生産事業者の登録、種苗表示の適正化を図ることにより、水土保全機能の維持向上し、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。</p>
(5)	国有林野の管理経営に関する法律 (昭和26年)	-	-	-	(1)-①、②、③	<p>国土の保全その他国有林野がもつ公益的機能の維持増進等を図る。</p> <p>本法に基づき、国有林野の公益的機能の維持増進が図られることにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(6)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (平成19年)	-	-	-	(1) - ①、②、③ (3) - ①、② (4) - ①、② (5) (6)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成19年1月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。
(7)	林木育種戦略 (平成18年)	-	-	-	(1) - ①、②、③	林木の新品種の開発等を実施することにより、林木育種を推進。 平成19年2月に策定された林木育種戦略において、長期的展望に立った林木育種の推進方策が明確にされたことから、これに従って林木育種を推進することにより、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(8)	高性能林業機械化促進基本方針 (平成12年)	-	-	-	(1) - ①、②、③	健全な森林の整備を推進していくため、高性能林業機械の開発・改良や高性能林業機械作業システム構築等を推進。 健全な森林の整備を推進していくため、「森林整備効率化支援機械開発事業」等の実施により、高性能林業機械の開発・改良等を推進することにより、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(9)	森林法(保安施設地区制度) (昭和26年)	-	-	-	(3) - ①、②	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る。 山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図るために保安施設事業を実施することにより、山地災害等の防止に寄与する。
(10)	森林法(保安林制度) (昭和26年)	-	-	-	(3) - ①、②	保安林の指定により、森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の保安機能の確保を図る。 森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の保安機能の確保を図るため保安林の指定を行うことにより、山地災害等の防止に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(11)	森林法(林地開発許可制度) (昭和26年)	-	-	-	(3)-①、②	保安林以外の民有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。 森林の有する公益的機能の阻害しないよう保安林以外の民有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図ることにより、山地災害等の防止に寄与する。
(12)	地すべり等防止法 (昭和33年)	-	-	-	(3)-①	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止に寄与する。
(13)	森林病虫害等防除法 (昭和25年)	-	-	-	(4)-①、②	森林病虫害等防除法に基づく各種防除措置等の実施。 本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため松くい虫被害対策をはじめとした森林病虫害等の防除を実施することにより、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。
(14)	森林整備加速化・林業再生事業 (平成21年度) (関連:政策分野 13、14)	123,844 (123,844)	15,500 (15,500)	0	(1)-①、②、③	間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進める。 戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入りつつある中、新成長戦略に位置づけられている「森林・林業再生プラン」に基づき、林業を成長産業として再生するための対策を緊急に進め、雇用拡大、地域活性化が図られることにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用が推進され、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上や国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(15)	森林・林業・木材産業づくり交付金 (ハード、ソフト) (平成21年度) (関連: 政策分野 13、14、19)	27,900 (23,704)	8,860 (8,649)	1,610	(1) - ①、②、③ (3) - ①、② (4) - ①、② (5)	<p>森林の有する多面的機能の発揮等に資する林内路網の整備、林業機械の導入、木材処理加工施設の整備等に必要な経費について、都道府県等に対する一体的な支援。</p> <p>本支援により、都道府県等地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林・林業基本法に掲げる基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保することとし、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用の推進、山地災害等の防止、森林病虫害等の被害の防止、国民参加の森林(もり)づくりと森林の多様な利用の推進、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上及び国産材の供給・利用量の拡大に資する施策を総合的かつ計画的に推進に寄与する。</p>
(16)	森林整備地域活動支援交付金 (平成19年度) (主、関連: 政策分野 13)	8,562 (8,539)	0 (0)	3,000	(1) - ①、②、③	<p>森林施業の集約化及び施業の実施のために必要となる森林情報の収集及び森林境界の明確化その他の地域における活動を支援。</p> <p>間伐などの森林の手入れを行う上で必要な森林情報の把握などを支援することにより、間伐などの森林の手入れが推進され、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用の推進、施業集約化等の推進に寄与する。</p>
(17)	森林整備活性化資金造成費・利子補給金 (平成6年度) (主)	1,100(造成費) (1,100(造成費)) 201(利子補給金) (162(利子補給金))	1,600(造成費) (1,600(造成費)) 162(利子補給金) (153(利子補給金))	1,400(造成費) 177(利子補給金)	(1) - ①、②、③	<p>林業者に対し、森林整備に要する経費を長期無利子で融資。</p> <p>本支援より、林業経営の改善、経営規模の拡大などにより効率的かつ適切な森林整備を実施する林業者に対し、無利子で事業費を貸し付け、金利負担を軽減し、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。</p>
(18)	森林病虫害等防除費補助金 (昭和25年度) (主、関連: 政策分野19)	744 (739)	744 (695)	707	(4) - ①、②	<p>都道府県等の行う森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止に関する措置に要する費用の一部を補助。</p> <p>森林病虫害等防除法に基づき、松くい虫やナラ枯れといった森林病虫害等を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(19)	幹線林道事業移行円滑化対策交付金 (平成20年度) (主)	706 (706)	706 (542)	378	(1)－①、②、③	緑資源幹線林道事業の廃止に際して、当該林道事業を道県等に円滑に移行するために、受益者からの賦課金等の徴収及び借入金等の償還及び利払い、並びに賦課金の再調整等による混乱を生じさせることがないよう関係道県の要望も踏まえ、国の責任において確実に対応するための予算。 既設幹線林道の道県等への円滑な移管が可能となることにより、適切な森林整備が推進し、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(20)	森林吸収源インベントリ情報整備事業 (平成18年度) (主、関連:政策分野19)	433 (391)	423 (384)	405	(1)－①、②、③	京都議定書に基づく森林吸収量の算定・報告に必要な基礎データの収集・分析。 国際約束である我が国の温室効果ガスの排出削減目標達成のために必要不可欠な事業であり、京都議定書目標達成計画に基づく森林吸収量の把握を通じて、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(21)	地域森林計画編成事業費補助金 (昭和14年度) (主、関連:政策分野19)	375 (189)	245 (195)	169	(1)－①、②、③	都道府県における森林GISの整備を推進するための空間データ等の整備や地域森林計画の一斉変更について支援。 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握・分析し、地域森林計画等に反映できる体制を整備することにより、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(22)	保安林整備事業委託費 (昭和27年度) (主、関連:政策分野19)	324 (306)	324 (288)	318	(3)－①、②	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除の事務等に必要な経費。 森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用を図るため、民有保安林の整備・管理を実施し、その機能の保全を図ることにより、山地災害等の防止に寄与する。
(23)	保安林及保安施設地区補償金 (昭和34年度) (主、関連:政策分野19)	180 (139)	180 (93)	162	(3)－①、②	保安林等の指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対し農林水産大臣が支払う補償金。 森林法に基づく保安林の指定は、公権をもって伐採制限を課すことにより森林所有者等の財産権を制約することとなるものであることから、本措置により、山地災害等の防止に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(24)	森林環境保全総合対策事業 (平成21年度) (主、関連:政策分野19)	158 (156)	305 (296)	267	(1)－①、②、③ (4)－①、②	<p>森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けて的確に対応するとともに、多様で健全な森林環境の保全のための施策を総合的に推進するため、森林の保護・管理に係る技術開発や野生鳥獣被害対策技術の開発等を実施。</p> <p>我が国の森林が今後、資源として本格的な利用を迎えようとしている中、管理不十分な人工林の増加や森林被害の拡大等、森林の生物多様性の損失が懸念される状況となっていることから、生物多様性基本法や森林・林業基本法の規定等に基づき、これらに総合的に対処することにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。</p>
(25)	森林害虫駆除事業委託 (昭和25年度) (主、関連:政策分野19)	186 (184)	186 (182)	167	(4)－①、②	<p>松くい虫の被害先端地域である東北地方の県境地域等において、「森林病虫害等防除法」に基づく大臣命令による防除の実施を県に委託。</p> <p>松くい虫被害については、一旦被害が発生すると、早期かつ緊急に防除を実施しなければ急速に被害がまん延することから、被害先端地域である東北地方の県境地域において、「森林病虫害等防除法」に基づく農林水産大臣の命令による国の強い主導の下、各県の対策を調整しつつ迅速かつ的確に事業を実施する必要がある。</p> <p>あわせて、トキ保護増殖事業計画(農林水産省、国土交通省、環境省)に基づき、トキの人工増殖事業が進められており、平成20年9月より試験放鳥が開始されたところであるが、新潟県や関係省庁等との連携の下、当事業により、当該エリアにおける松くい虫被害の終息化を図り、もって生物多様性の象徴であるトキの生息環境として必要な松林を重点的に保全することとする。</p> <p>本事業より、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。</p>
(26)	森林吸収源としての里山天然林情報緊急整備対策 (平成20年度) (主、関連:政策分野19)	89 (65)	89 (73)	54	(1)－①、②、③	<p>京都議定書のCO2削減目標達成に必要な森林吸収源となる天然生林の保安林面積を確保するために必要な経費。</p> <p>森林吸収目標の達成に向け、天然生林が吸収源としてカウントされるためには、保安林をはじめとした法令等に基づく保護・保全措置が講じられている天然生林の面積が確保される必要がある。このため、本事業により天然生林における所有者情報を緊急に収集・整備し、天然生林における円滑な保安林指定を推進することにより、水土保全機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(27)	花粉症対策品種開発技術高度化 推進事業 (平成20年度) (主)	78 (78)	78 (78)	73	(1) - ①、②、③	花粉症対策品種の開発を効率的に進めるため、無花粉形質の早期判定 手法の開発及び効果的・集約的育苗技術の開発等を実施。 開発品種数に地域的な偏りがある花粉症対策スギ品種について、地域に 適した優良な形質を有する新たな無花粉スギの開発を加速化する技術や 効果的・集約的な育苗技術等の開発を行い、花粉症対策に有効な無花粉 スギ等の供給量の増大を図ることにより、水土保全機能の維持向上、森林 の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(28)	CDM植林総合推進対策事業 (平成20年度) (主、関連: 政策分野19)	70 (56)	66 (66)	63	(2)	CDM植林を実施するために必要となる植林候補地の調査、植林プロジェ クトの企画立案実施を担う人材の育成、有効化審査の際に参考となる対応 指針の作成等を行う。本事業を通じて、開発途上国におけるCDM植林を推 進することにより開発途上国における持続可能な森林経営の推進に寄与 する。
(29)	保安林整備事業費等補助金 (昭和37年度) (主、関連: 政策分野19)	49 (37)	49 (32)	44	(3) - ①、②	保安林指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対し都道府県が支払う 補償金等への補助。 森林法に基づく保安林制度の適切かつ円滑な運用を図るため、民有保 安林の整備を実施し、その機能の保全を図ることによって、水源のかん養、 災害の防備等安全かつ快適な国民生活の安定向上等山地災害等の防止 に寄与する。
(30)	森林減少防止のための途上国取 組支援事業 (平成21年度) (主、関連: 政策分野19)	45 (45)	55 (55)	50	(2)	地球温暖化対策の取組として、途上国における森林減少・劣化に由来す る排出の削減等(REDDプラス)が検討されているが、排出削減量を定量的 に把握するために必要な衛星画像解析等の技術開発や研修などを通じた 途上国のREDDプラスの能力向上、森林減少・劣化対策の現場レベルの取 組に対する支援を行う。本事業により、森林の状態を定量的に把握する体 制の整備や森林減少・劣化を抑制する取組の推進が図られ、開発途上国 における持続可能な森林経営の推進に寄与する。
(31)	森林・水環境保全のための実証活 動支援事業 (平成21年度) (主、関連: 政策分野19)	11 (11)	10 (10)	9	(2)	半乾燥地における水収支バランスに配慮した森林造成・管理手法を開発 し、得られた知見・技術の普及を図る。本事業を通じて、開発途上国にお ける持続可能な森林経営の推進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(32)	野生鳥獣被害対策の観点からの生息環境としての森林管理技術開発事業 (平成21年度) (主、関連:政策分野19)	10 (7)	9 (9)	9	(4)－①、②	森林の状況や鳥獣の生息状況等様々な条件に応じて、生息環境としても適切となるような森林の管理技術を開発。 人とシカ・クマ等の野生鳥獣との共生を図りつつ、その被害を軽減するために必要な森林管理技術を開発することにより、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。
(33)	特別母樹林保存損失補償金 (昭和45年度) (主)	10 (10)	10 (10)	10	(1)－①、②、③	林業種苗法第8条に基づき特別母樹(林)として指定することにより、当該森林所有者等が本来得られるであろう所得の損失を補償。 実用種穂の採取源を改良するため、特別母樹(林)は、地域の自然環境に永年順応し、特に優良な形質を有する樹木、又はその集団を林業種苗法第4条に基づき、農林水産大臣が指定し公共の目的に供することとしたことにより、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(34)	森林施業計画認定事業委託費 (昭和44年度) (主、関連:政策分野19)	5 (0)	5 (0)	4	(1)－①、②、③	森林施業計画の認定を農林水産大臣が行う場合、必要な現地調査等を国に替わって、都道府県に委託して実施。 本措置により、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(35)	森林病虫害等防除損失補償金 (昭和25年度) (主、関連:政策分野19)	3 (0)	3 (0)	2	(4)－①、②	森林病虫害等防除法第3条の規定に基づく農林水産大臣による駆除命令により、受命者である松林等の所有者又は管理者が命ぜられた措置を行った場合、これらの者に対して、同法第8条の規定に基づき補償することにより、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。
(36)	森林生態系多様性基礎調査事業 (平成22年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	352 (346)	364	(1)－①、②、③	我が国の森林全域を対象とした生態系の多様性に係るマクロ的な調査及びデータ分析技術の開発を実施。 全国の森林を対象とした生態系の多様性に係るマクロ的な調査及びデータ分析技術の開発を実施することにより、生物多様性の保全、地球温暖化の防止等に配慮した水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(37)	分収林施業転換促進事業 (平成22年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	320 (137)	207	(1)-①、②、③	通常伐期での皆伐を予定している分収林等を対象に、皆伐方式から非皆伐方式への転換を推進するために都道府県協議会が行う活動、分収林契約終了後の森林の整備計画の作成等に支援。 戦後造成された人工林の高齢級化が進む中で、特に、林業公社等が分収林契約により整備した人工林においても、伐期を迎えるものが急増することになるものの、木材価格の低迷等から契約どおりの伐期で伐採すると跡地の再造林が行われない恐れが高まっているため、本事業を実施し、非皆伐方式に施業を転換することより、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(38)	REDD推進体制緊急整備事業 (平成22年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	300 (300)	270	(2)	途上国の森林減少・劣化の抑制や森林の保全等の取組を推進する総合的な技術拠点を国内に設置し、技術や知見の集積を図り、REDDプラスをはじめとする途上国における森林保全の実践的な取組を行える技術者等の人材育成を行い、森林減少・劣化に対する国内体制の整備を図る。本事業を通じて、途上国でREDDプラスに取り組む技術者等の育成、REDDプラスに関する技術や知見の集積が図られ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進に寄与する。
(39)	デジタル森林空間情報利用技術開発事業 (平成22年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	293 (293)	264	(1)-①、②、③	次世代の森林計測技術を活用し、森林植生等の詳細な分析を行うための技術開発を実施 国際的な課題である持続可能な森林経営の推進や生物多様性の保全に向け、高精度なデジタル空間情報を活用した、効率的かつ精度の高い森林計測及びデータ解析技術を開発することにより、科学的なデータに基づく森林生態系における生物多様性の保全や国土保全施策等への活用を図ることが可能となり、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(40)	森林づくり国民運動推進事業 (平成22年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	121 (121)	60	(2)	全国規模での緑化活動の推進、企業等に対する森林づくりへの参加の働きかけ、森林づくり活動等への支援を行うもの。 本事業の実施により、国民参加の森林づくりの推進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(41)	途上国森づくり事業 (平成22年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	85 (85)	92	(2)	NGO等が海外で植林をする際に必要となる植林候補地の情報提供、国内NGOのネットワーク構築、難民キャンプ周辺や鉱山等開発跡地周辺の荒廃森林の復旧・保全指針の作成等を行う。 本支援を通じて、植林技術指針の作成やNGO等の国際協力の裾野の拡大等が図られ、開発途上国における持続可能な森林経営の推進に寄与する。
(42)	優良種苗供給促進事業 (平成22年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	53 (53)	48	(1)-①、②、③	地域に適応し生育してきた郷土樹種苗の供給を進めるとともに、花粉症対策苗木の生産量の増大を図るための育苗作業の省力化への取組を推進。 生物多様性の保全や造林の低コスト化につながる苗木を供給するとともに、花粉の少ない森林づくりを進めることにより、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(43)	森林総合利用推進事業 (平成22年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	50 (50)	45	(5)	全国規模での里山林再生の取組の拡大を図るため、地域住民の実践的取組を通じた里山林再生地域指針の確立や、これに基づくマニュアルの作成等を支援。 国民にとって最も身近な自然環境であり、森林体験活動の場となりうる里山林は、かつて農山村と密着して利用、管理されてきたが、不在村森林所有者の増加や産業構造、生活スタイルの変化等を背景として、整備が不十分な状況が拡大しており、その再生は喫緊の課題となっている。 このため、自立・継続的に里山林の整備と里山の資源の活用を図る取組を全国規模で拡大することで、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。
(44)	安心・快適な森林利用協働事業 (平成22年度) (主、関連:政策分野19)	- (-)	12 (12)	12	(5)	高尾山国有林において、関係者の協働による森林利用の基本方針策定及び森林環境教育プログラムの策定。 優れた自然景観を有する高尾山(東京都八王子市)は、幅広い層の国民や外国人観光客に親しまれているが、近年、旅行ガイド本で最高評価を受けたことなどを背景に利用者が急増し、利用者のニーズの多様化、オーバーユース対策等が求められている。このような現状を踏まえ、地元自治体や高尾山で活動する多様な主体の協働により、オーバーユース対策や利用者への情報発信を通じた森林環境教育の効率的な実施方策を進めることにより、高尾山における森林利用の適正化を図ることで、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(45)	市町村森林情報緊急整備事業 (平成23年度) (主)	- (-)	- (-)	424	(1) - ①、②、③	市町村森林整備計画の効率的な運用を確保するため、市町村における森林GISの整備や、市町村森林整備計画の一斉変更について支援。 市町村森林整備計画の適切な策定等に必要な森林情報の整備等を図ることにより、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(46)	国際森林年推進事業 (平成23年度) (主、関連: 政策分野19)	- (-)	- (-)	300	(5)	森林・林業の再生や途上国の森林保全対策に対する国民の理解の促進につながるよう、国際森林年に係る取組を積極的に展開。 2011年は、2006年国連総会において決議された「国際森林年」(the International Year of Forests)である。国際社会の要請に応えつつ、国際森林年に係る取組を積極的に展開することにより、森林・林業の再生や途上国の森林保全対策に対する国民の理解の促進に寄与する。
(47)	育林省力化技術開発促進事業 (平成23年度) (主、関連: 政策分野19)	- (-)	- (-)	24	(1) - ①、②、③	育林工程の省力化に向けた技術や機械を開発し、分析・評価を行い、それらの改善・改良に反映。 造林から伐採までの作業工程において大きなコストを占めている育林の工程の機械化を進めることにより、全体のコストを低減するため、地拵から下刈に至る工程のうち可能なものを短縮、省略できるようなシステム及びそれに要する機械や機械以外の育林技術を組み合わせた新たな育林体系の開発・改良を行うことにより、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(48)	森林整備事業(補助) (昭和26年度) (主、関連: 政策分野19)	54,297 (53,658)	48,662 (48,261)	当初: 25,518 1次補正: 110	(1) - ①、②、③	植付け、下刈り、間伐といった森林の整備や、間伐等の実施に必要な路網の整備等に対する補助。 国土の保全や水源のかん養といった水土保持機能、生物の生息・生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量1,300万炭素トンの達成に向けて、間伐や針広混交林化等による水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(49)	治山事業(補助) (昭和26年度) (主、関連:政策分野19)	59,146 (58,966)	34,908 (34,710)	当初:25,295 1次補正:1,527	(3)－①、②	山崩れ、土石流等の山地災害の発生源となる荒廃地等の復旧整備。 集中豪雨や地震等による山地災害を復旧・防止するため、山腹斜面や溪流を安定させる施設の整備。 土砂崩壊防止機能の高い樹木の植栽等を実施する。また、水源地域等において、水源かん養機能を高めるため、機能の低下した保安林の整備等を実施。 本事業の実施により、山地災害等の防止に寄与する。
(50)	森林整備事業(独法) (昭和36年度) (主、関連:政策分野19)	48,818 (48,756)	31,359 (31,325)	23,715	(1)－①、②、③	県域を越えた流域全体の水源林造成を行い、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等の補助。緑資源機構からの移管に係る経費補助。 土地所有者自身による森林整備が困難な奥地水源地域において、独立行政法人森林総合研究所が森林を造成し、国民生活に不可欠な水の安定供給や国民の生命・財産を脅かす土砂の流出・崩壊の防止に寄与することで、県域を越えた下流域全体における「緑のダム」機能を確保。また、生産条件の不利な中山間地域の保全・整備の推進等。 本事業の実施により、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(51)	森林整備事業(直轄) (昭和22年度) (主、関連:政策分野19)	82,690 (75,825)	61,379 (60,665)	当初:50,184 1次補正:108	(1)－①、②、③	国有林野における広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林整備とそれに必要な路網の一体的整備等。 国土の保全や水源のかん養といった水土保持機能、生物の生育の場としての生態系を保全する機能及び林産物を供給する機能等国民のニーズに応じた森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林吸収量1,300万炭素トンの達成に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進することにより、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(52)	治山事業(直轄) (昭和22年度) (主、関連:政策分野19)	57,198 (56,626)	33,606 (33,029)	当初:21,916 1次補正:1,233	(3)－①、②	国有林野における集中豪雨や地震等による山地災害を復旧・防止するため、山腹斜面や溪流を安定させる施設の整備。 国有林において実施する国有林直轄治山事業と民有林において事業の規模が大いなど一定の採択要件を満たし、国土保全上特に重要な箇所において、都道府県より要請のあった地区について実施する民有林直轄治山事業。 本事業の実施により、山地災害等の防止に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(53)	国有林野事業実施に必要な経費 (昭和22年度) (主、関連:政策分野 14、19)	14,314 (11,730)	14,830 (13,438)	13,476	(1)－①、②、③ (5)	<p>国有林野における公益的機能の維持増進に対応した管理経営の推進。総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進。素材(丸太)の生産・販売等。</p> <p>国民共通の財産である国有林を将来にわたって適切に管理経営することにより、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の公益的機能の維持増進、林産物の持続的かつ計画的な供給等国有林野事業の使命を果たすことを目的とする。</p> <p>本事業の実施により、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。</p>
(54)	農山村活性化プロジェクト支援交付金 (平成19年度) (関連:政策分野6、7、9、10、11、13、14、17)	40,829の内数 (38,485の内数)	31,579の内数 (29,662の内数)	18,357の内数	(6)	<p>農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流拠点の整備等の取組を総合的に支援。</p> <p>本支援により、新規定住者数及び交流人口の維持向上等の山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。</p>
(55)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:政策分野 6、7、9、11、17、19)	- (-)	77,990の内数 (77,851の内数)	25,669の内数	(1)－①、②、③ (3)－①、②	<p>自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備の支援に寄与する。</p>
(56)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:政策分野 11、17、19)	2,587 (2,246)	2,639 (2,277)	11,283	(4)－①、②	<p>県域を越える複数の市町村が連携して行う被害防止活動や侵入防止柵の整備等の広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。</p> <p>被害防止計画を策定し、広域的な鳥獣被害対策を行う市町村数を増やすことにより、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。</p>
(57)	特用林産物経営安定化・消費拡大総合対策事業 (平成23年度) (関連:政策分野 13、19)	- (-)	- (-)	33	(6)	<p>消費者の信頼を確保し、生産者の生産・販売力の強化による経営の安定化・高度化に向けた取組に対して支援。</p> <p>特用林産の振興を図ることにより、収入機会の増大を通じた山村地域の活性化や、我が国の食生活及び伝統文化の維持に貢献し、その生産過程において、木材や林間等山村地域資源を活用することにより、山村地域の活性化、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(58)	きのこ原木の安全性確保対策事業 (平成23年度1次補正) (関連: 政策分野 14)	- (-)	- (-)	1次補正: 17	(6)	安全な原木きのこを供給するため、放射性物質がきのこ原木等へ与える影響に関する知見の収集・分析、福島第一原発周辺地域の放射性物質の測定・影響調査を実施し、きのこ原木の安全性を検証するとともに、安全なきのこ原木等の安定供給方策等を策定。 安全な特用林産物の供給により、消費者の安全・安心と信頼を確保するとともに、特用林産による収入機会の増大を通じた山村地域の活性化と健全な森林の整備することで、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(59)	山林所得に係る森林計画特別控除 [所得税: 措法第30条の2] (昭和42年度)	国税<30> (<->) 地方税<59> (<->)	国税<42> (<->) 地方税<82> (<->)	国税<44> 地方税<90>	(1) - ①、②、③	森林施業計画に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%又は収入金額の50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除。 本特例措置により、森林計画に基づく伐採が促され、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(60)	計画伐採に係る相続税の延納等の特例 [相続税: 措法第70条の8の2] (昭和42年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1) - ①、②、③	森林施業計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特例措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。
(61)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税: 措法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	<-> (<0>)	<-> (<0>)	<->	(1) - ①、②、③	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。
(62)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 [所得税・法人税: 措法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和38年度)	<-> (<->)	<-> (<->)	<->	(1) - ①、②、③	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、適切な森林施業が行われ、水土保持機能の維持向上、森林の多様性の確保、森林資源の循環利用に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況/<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(63)	保安林の非課税 [固定資産税:地法348条の2第7号] (昭和25年度)	<2,979> (<->)	<3,005> (<->)	<->	(3) - ①、②	地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税については非課税とされた。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。
(64)	保安林の非課税 [不動産取得税:地法73条の4] (昭和29年度)	<42> (<->)	<42> (<->)	<->	(3) - ①、②	地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税については非課税とされた。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。
(65)	特別緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例 [相続税:措法第70条の9] (昭和62年度)	<0.2> (<->)	<0.2> (<->)	<->	(3) - ①、②	租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税が軽減された。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。
(66)	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税:措法第34条、第65条の3、第68条の74] (昭和44年度)	<67> (<->)	<15> (<->)	<->	(3) - ①、②	租税特別措置法第34条、第65条の3及び第68条の74の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特別控除がなされた。 本措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。